

経済協力・インフラシステム輸出をめぐる これまでの取組

平成26年5月
経済産業省
貿易経済協力局

経協インフラ戦略会議

- ◆ 平成25年1月の第3回日本経済再生本部で、インフラシステム輸出を関係閣僚会議の場等を通じて推進するよう、総理から指示。これを受け、同年3月、官房長官を議長とする閣僚級の「経協インフラ戦略会議」を設置。
- ◆ 同年5月の第4回会議において、「インフラシステム輸出戦略」を決定。トップセールスや経済協力の戦略的活用等の施策を強力に推進し、2020年に約30兆円のインフラ受注を目指すことを掲げる。
- ◆ 同年6月、「日本再興戦略」で、インフラシステム輸出を海外市場獲得のための戦略的取組と位置付け。

会議の構成等

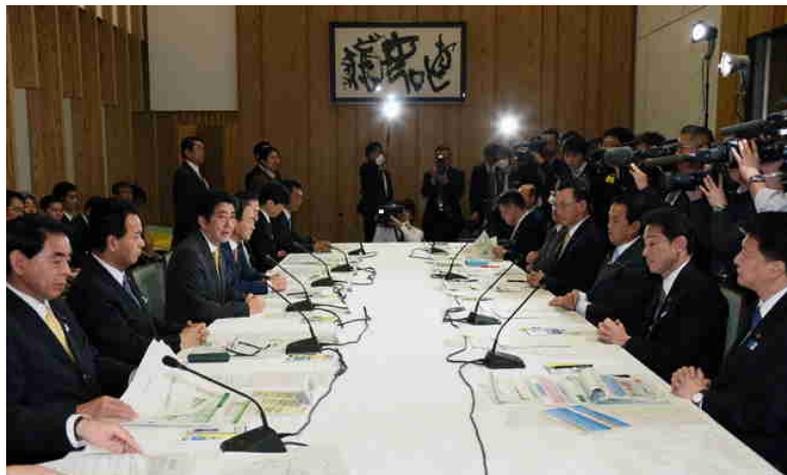
(1) 構成:

内閣官房長官(議長)、副総理兼財務大臣、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、経済再生担当大臣

(必要な場合には、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる)

(2) 開催実績:

- | | | |
|-------|-----|---------------------------|
| 平成25年 | 3月 | 第1回(ミャンマー) |
| | 4月 | 第2回(中東・北アフリカ) |
| | 5月 | 第3回(基本的な方向性) |
| | | 第4回(TICAD V、インフラシステム輸出戦略) |
| | 9月 | 第5回(「日本方式」普及のためのODA等の活用) |
| | 10月 | 第6回(インフラシステム輸出戦略フォローアップ) |
| | 11月 | 第7回(ASEAN連結性) |
| 平成26年 | 1月 | 第8回(インド) |
| | 3月 | 第9回(先進地方自治体による都市インフラ輸出) |
| | 4月 | 第10回(北米、これまでの成果と今後の課題) |



第1回経協インフラ戦略会議(平成25年3月)

新興国戦略に基づくインフラシステム輸出の取組方針

- ◆ 新興国でも、国・地域によって、経済発展度合い、我が国企業の進出状況等の状況が異なる。そのため、新興国を一括りにしない戦略的取組が必要。
- ◆ 新興国市場を下記の3類型に分けて、戦略的に市場開拓に取り組む。

1) 中国・ASEAN

既進出企業の競争力強化

2) 南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米

クリティカル・マス到達

3) アフリカ

成功事例の創出

「面」的開発

- ① 交通・物流・電力など進出日系企業のインフラ・ボトルネックを解消する。
 - ・MPA (ジャカルタ首都圏投資促進地域) (インドネシア)
- ② 進出拠点整備によりサプライチェーンを強化する。
 - ・ティラワ経済特別区開発 (ミャンマー)
- ① 中国・ASEANで講じてきた進出拠点整備の取組みを横展開する。
 - ・デリー・ムンバイ産業大動脈
 - ・チェンナイ・バンガロール産業回廊構想 (インド)

先導的事例の創出

- ・ラックフェン港 (ベトナム)
- ・ASEAN衛星防災システム (インドネシア、タイ等)
- ・極東開発 (ロシア)
- ・上下水道 (サウジアラビア)
- ・地熱発電 (ケニア)

熾烈な競争のある個別案件の追求

- ・ベトナム原発建設
- ・トルコ原発建設
- ・インド高速鉄道
- ・火力発電 (タンザニア)

< 基本的考え方 >

- 開発の上流段階から関与して「面」的に開発し、日本企業の進出拠点整備・現地市場獲得につなげる。
- 地域展開できる先導的事例の創出や、新幹線・原発等、熾烈な競争があるものに焦点を当てる。

トップセールス・各省連携体制の強化

- ◆ 総理・閣僚の訪問、経済ミッションやセミナーの開催により、トップセールスが大きく進展。
- ◆ ミャンマー・ロシア等、重点国については官邸主導で各省間・官民間の戦略策定・連携体制を構築。

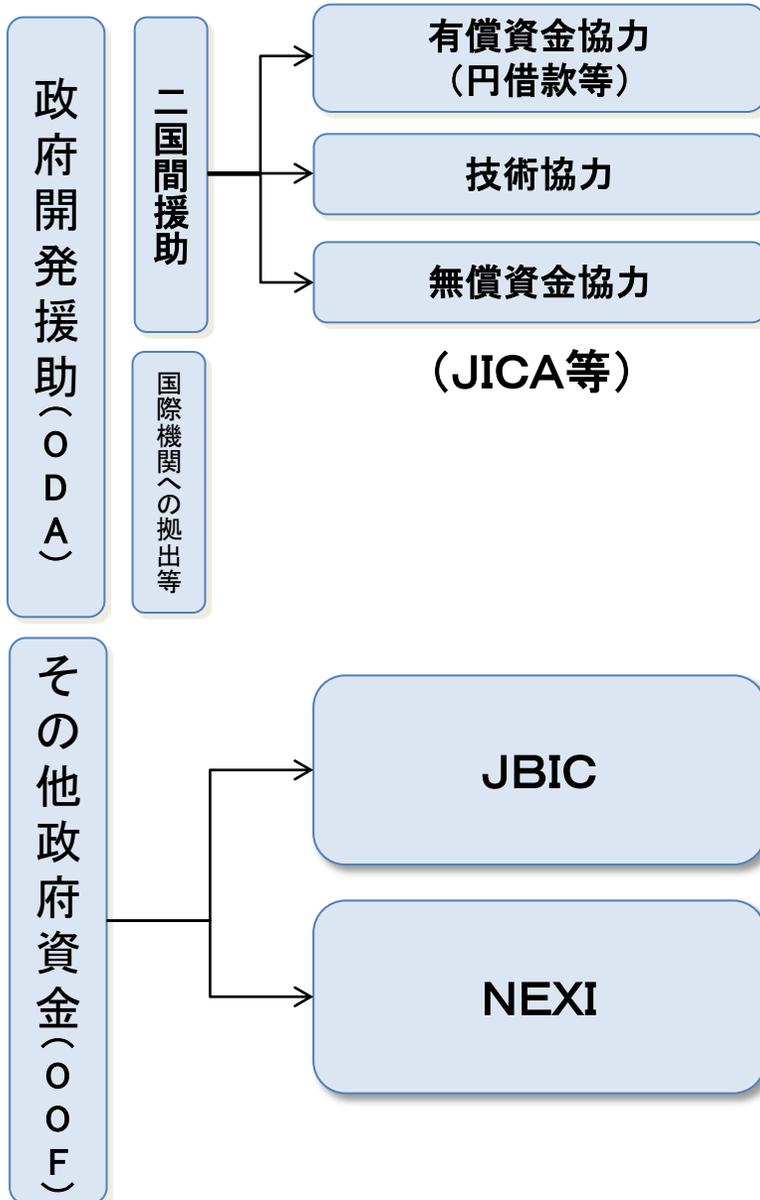
	第1G: 中国・ASEAN	第2G: 南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米	第3G: アフリカ
安倍 総理 大臣	ベトナム タイ インドネシア(2回) <u>ミャンマー</u> フィリピン マレーシア シンガポール ブルネイ ラオス カンボジア	<u>ロシア(2回)</u> <u>サウジアラビア</u> <u>UAE</u> <u>トルコ(2回)</u> <u>バーレーン</u> <u>クウェート</u> <u>カタール</u> オマーン <u>インド</u>	TICAD V (対アフリカ諸国) ジブチ <u>コートジボワール</u> <u>モザンビーク</u> <u>エチオピア</u>
茂木 経済 産業 大臣	インドネシア(2回) <u>ベトナム</u> ブルネイ ミャンマー	<u>サウジアラビア</u> <u>UAE(2回)</u> <u>コロンビア</u> <u>ブラジル</u> <u>インド</u> <u>ロシア</u>	TICAD V (対アフリカ諸国) <u>ケニア</u> <u>タンザニア</u>

※下線は、
ミッションが同行したもの

<トップセールスの成果の例>

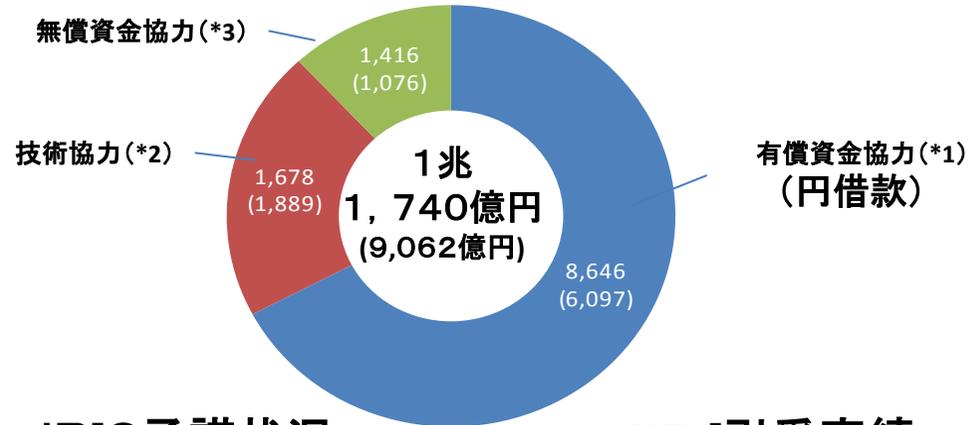
- ・ロシア: 総理とプーチン大統領が5回会談、日露協力のプロジェクトリストを手交。日露交流促進官民連絡会議を創設。
- ・トルコ: 平成25年2月の総理訪問時に締結した協定等を踏まえ、シノップ原発計画の優先交渉権を日本企業が獲得。
- ・アフリカ: 平成25年8月の経済産業大臣のケニア・タンザニア訪問時に、東アフリカ共同体(EAC)による部品関税優遇措置へのローカルコンテンツ要件追加について問題点を提起。その後、EACは、本年6月まで執行を差し控えることを決定。
- ・ミャンマー: 平成25年8月の経済産業大臣訪問時に中小企業海外展開現地支援プラットフォーム立ち上げ式を実施。

公的ファイナンス支援

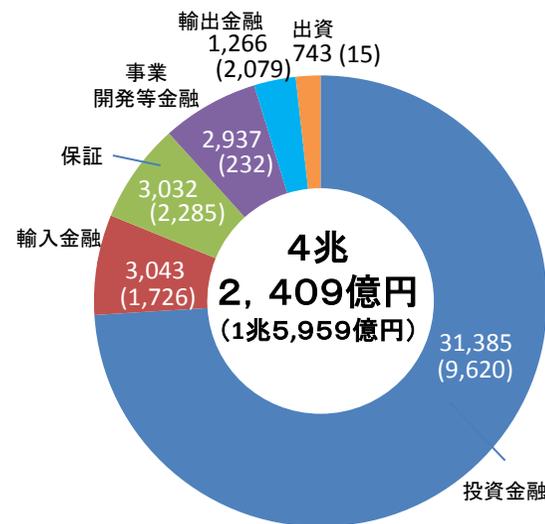


平成24年度
(平成23年度)

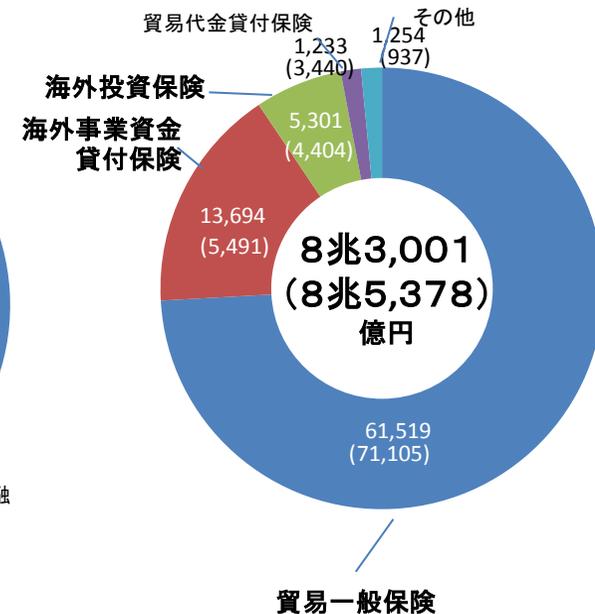
JICA事業規模



JBIC承諾状況



NEXI引受実績



(*1) 実行額 (*2) 管理費を除く経費 (*3) 承諾額 (G/A)ベース

出典: 各年次報告書より作成

円借款制度改善のこれまでの取組

円借款

- ◆ STEP(本邦技術活用条件)の適用範囲拡大・条件緩和を平成25年4月に実施。平成25年度は5件を供与表明。
(**具体的取組み**)

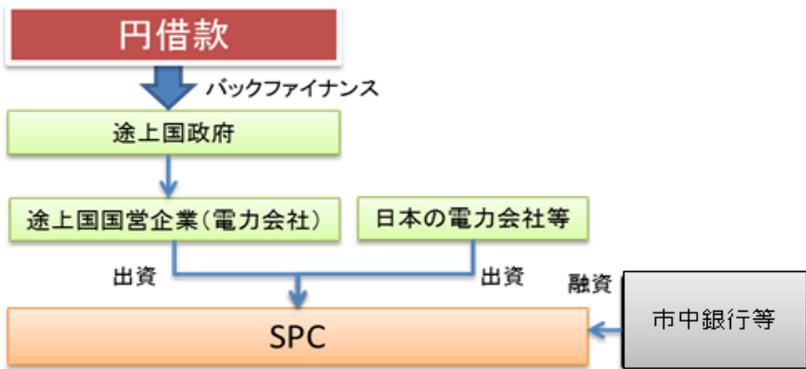
海外子会社も応札可、先進国子会社からの調達も算入可、金利を引下げ(0.20% ⇒ 0.10%)。

- ◆ 本邦企業の途上国のインフラ事業への参画を支援するため、以下のようなPPP事業への円借款活用を可能とする制度改善を平成25年10月に実施。

インフラ整備事業に対する途上国の出資を補う
円借款の活用(EBF: Equity Back Finance)

〈制度概要〉

途上国政府・国営企業等が出資をする電力・水・交通等のインフラ事業に対して、日本企業との共同事業を促進するため、当該出資金のバックファイナンスとして円借款を供与するもの。

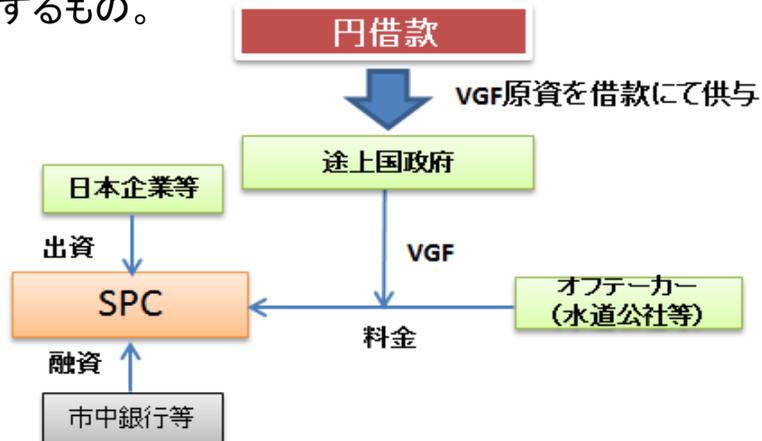


※ 水、交通分野も対象

事業運営権獲得を視野に入れた、有償資金協力を含めたパッケージ(VGF: Viability Gap Funding)

〈制度概要〉

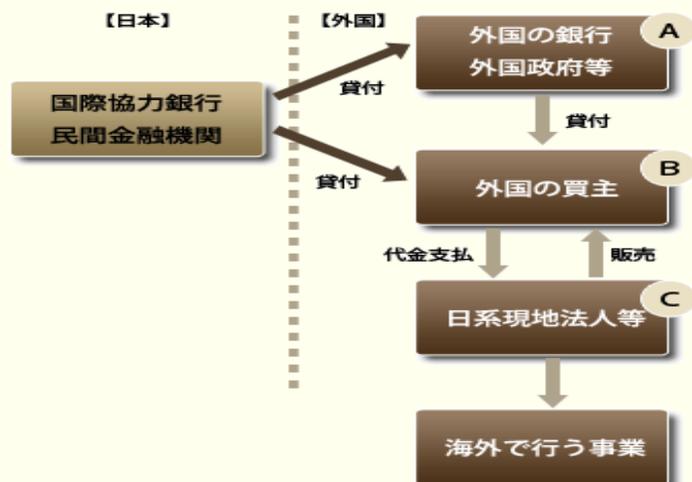
途上国政府の実施する電力・水・交通等のインフラ事業で、原則として日本企業が出資するものについて、商業資金ではファイナンスが困難な場合に、途上国政府が主に事業期間を通じたキャッシュフロー平準化のために助成を行う場合に、円借款を供与するもの。



投資金融 (ローカルバイクレの運用開始)

- ◆ 従来より、JBICは、日本企業の海外事業を支援するため、日系現地法人等へ融資する投資金融を実施。
- ◆ 平成25年2月より、日本企業の海外拠点の取引を支援するため、現地及び第三国の買主(バイヤー)に対する融資(ローカル・バイヤーズクレジット)の運用を開始。

【ローカル・バイクレイメージ図】

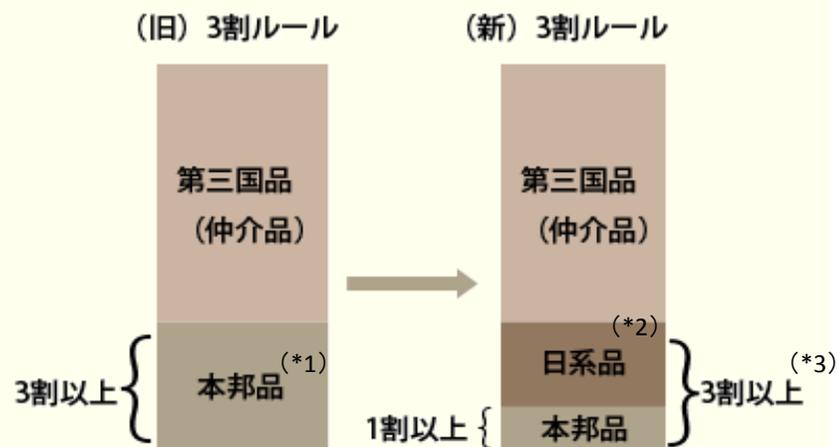


A, B, Cの所在国が異なる場合もローカル・バイクレの適用が可能。

輸出金融 (3割ルールの柔軟化)

- ◆ 従来より、JBICは、日本の国内企業の輸出を支援するため、海外の購入者等へ融資する輸出金融を実施。
- ◆ 平成25年2月より、輸出取引に係る、日本企業の海外生産拠点からの調達を考慮し、輸出金融における3割ルールの柔軟化を実施。

【変更イメージ】



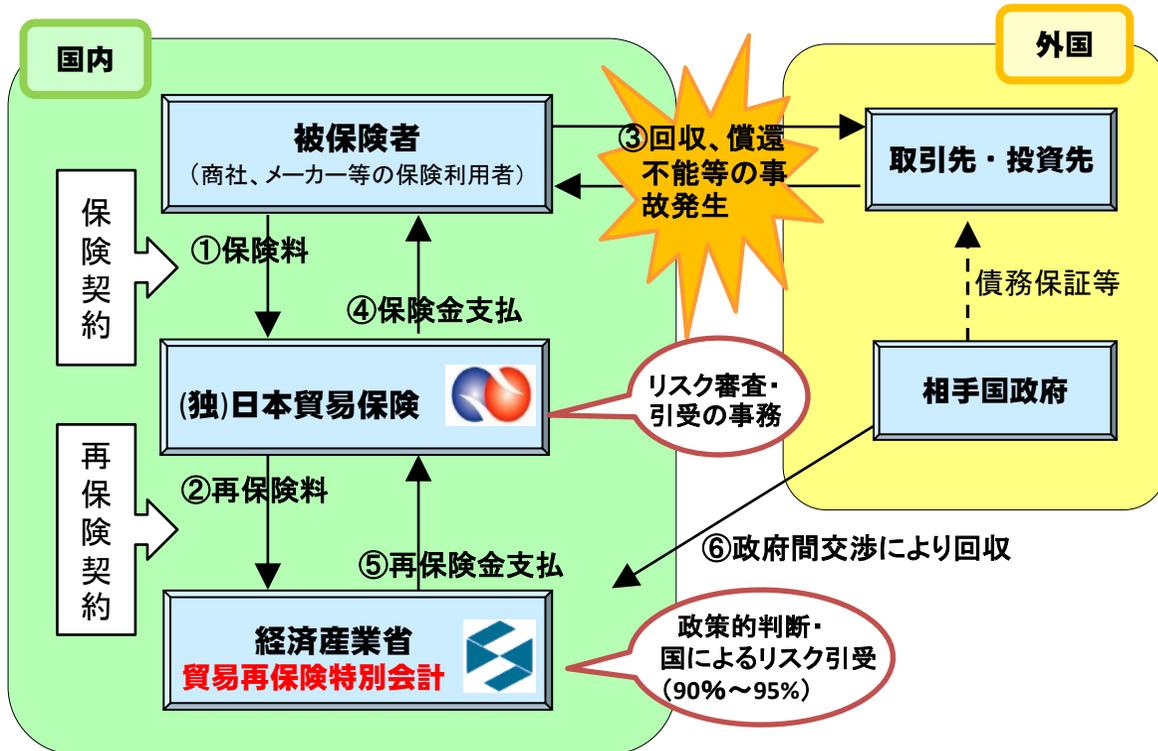
(*1) 日本で生産されたもの。(*2) 日系現地法人等が生産したもの。

(*3) 日系品の比率は、現地法人に対する親会社の出資比率を勘案し算出。

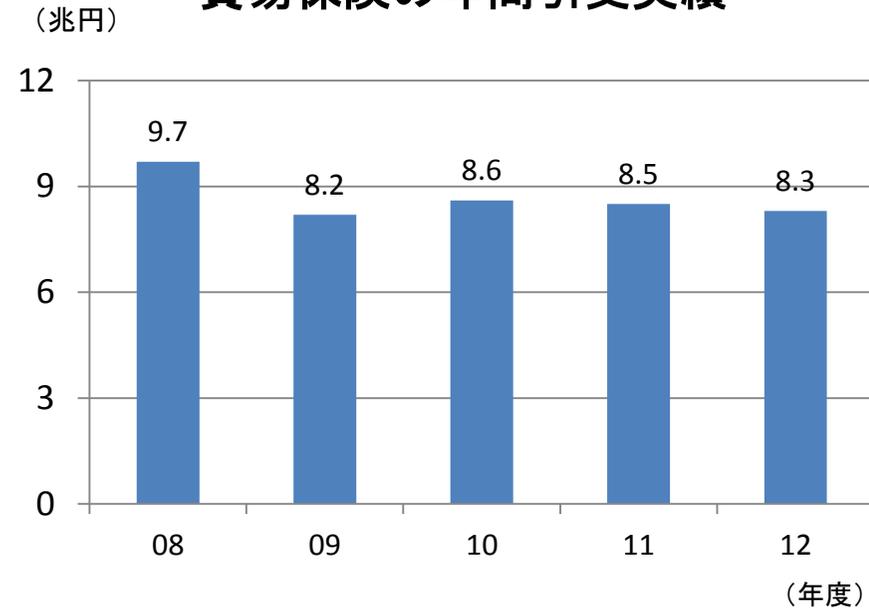
貿易保険の概要

- ◆ 貿易保険は、輸出・投資・融資等の我が国企業の対外取引に伴う通常の保険(民間の保険)では救済できないリスクをカバーする保険であり、利用者からの保険料を原資として、超長期で収支が均衡するよう国が運営。
- ◆ 貿易保険がカバーするリスクは、戦争、内乱、送金停止、相手方の破産等に起因した取引相手からの債権回収不能等による損失。
- ◆ 貿易保険法に基づき、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)がリスク審査及び保険引受事務を行い、国はNEXIから再保険を引き受けている。(具体的には、国がNEXIから再保険(90%)を引受。受益者負担を明確化するため、貿易再保険特別会計により区分経理。)

【貿易保険制度の仕組み】



貿易保険の年間引受実績



貿易保険法の改正

◆ 本邦企業が国際的な事業展開を安定的に行える環境を整備するための支援措置を講ずる「貿易保険法の一部を改正する法律」が、今通常国会で4月4日に成立。

戦争やテロリスクへの対応

本邦企業が戦争やテロによる事業の中断により負担する人件費、貨物保管費等の追加費用を貿易保険の対象とする。

【付保事例】

- ・アルジェリアでプラントを建設する本邦企業がテロの発生による事業中断に備える場合

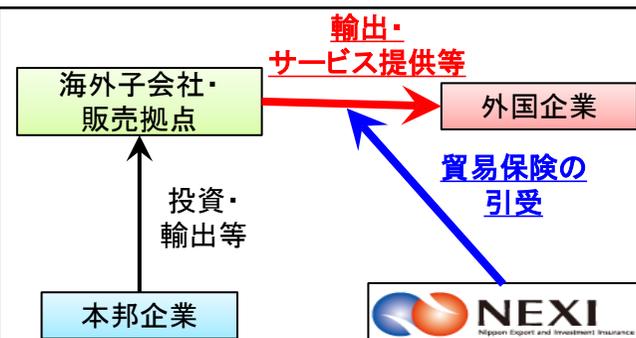


海外子会社等による事業活動支援

本邦企業の海外子会社や本邦製品の海外販売拠点による輸出、サービス提供等の取引を貿易保険の対象とする。

【付保事例】

- ・本邦企業から基幹部品の輸出を受けたタイの海外子会社が発電プラントや交通システム向けの機材などを製品として組立て、インドネシアの外国企業に輸出する場合

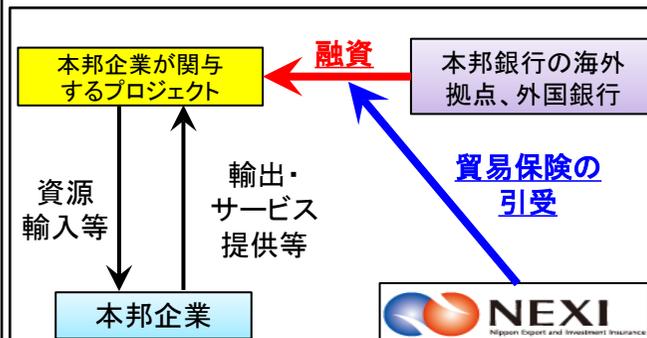


資金調達の円滑化

本邦企業が関与する資源開発事業等に対する本邦銀行の海外拠点や外国銀行からの融資（現地通貨建て融資等）、つなぎ融資を貿易保険の対象とする。

【付保事例】

- ・オーストラリアにおける本邦企業のLNG開発プロジェクトに本邦銀行の海外拠点や外国銀行が融資を行う場合



国内の損保会社からの再保険引受

日本貿易保険の再保険の提供先を拡充し、海外の貿易保険機関に加え、地域の中小企業が利用する国内損保会社が提供する保険についても再保険の対象とする。



海外市場獲得に向けた人材育成支援

課題(1) 日系企業の海外拠点における現地人材不足

(1) 中堅・中小企業等の海外展開に向けた
現地人材育成の強化



- 政府等との合意に基づく産業人材育成(緬、印、アフリカ等)
- 現地の大学等との連携による現地中小企業の優秀な人材の確保支援(泰、越、尼におけるジョブフェア、日本企業文化講座)

課題(2) 日本の優れたインフラ技術への理解不足

(2) インフラ輸出に向けた要人招聘



- 相手国要人に対し我が国技術の優位性についての理解促進のための研修等を実施。
- JICAを通じて、途上国のマスタープラン策定支援、政策提言等を実施。
- UNIDOによる低炭素技術実証事業

課題(3) 日系企業の海外拠点における労務環境や法制度等のリスク・課題

(3) 現地人材育成等をテコとした
ビジネス環境整備



- 従来の製造業にとどまらず、流通、サービス産業のビジネス環境の整備(規制緩和やローカルパートナーの育成等)
- 国際機関(UNIDO等)を活用した投資環境整備支援(セミナー、ビジネスマッチング、アフリカの投資アドバイザー設置等)

課題(4) グローバルに活躍できる日本人の不足

(4) 国際即戦力人材の育成のための
インターンシップの拡充



- インフラビジネス獲得や中小企業の海外展開等に向けてグローバル人材を育成するため、若手社会人・学生を新興国の政府系インフラ機関、民間企業に派遣。(DMICDC(印)、PLN(尼)等)

**中堅・中小企業等の海外展開促進、インフラ輸出促進
我が国及び新興国の双方が発展するwin-winの関係の構築**

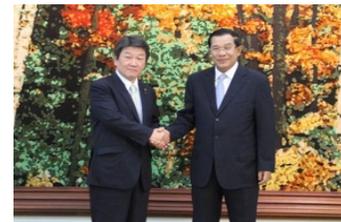
MOTEGI[※]プログラム(日カンボジア・日ラオス産業人材育成プログラム)

※Management & Operation Training for Economic development with Global Internship

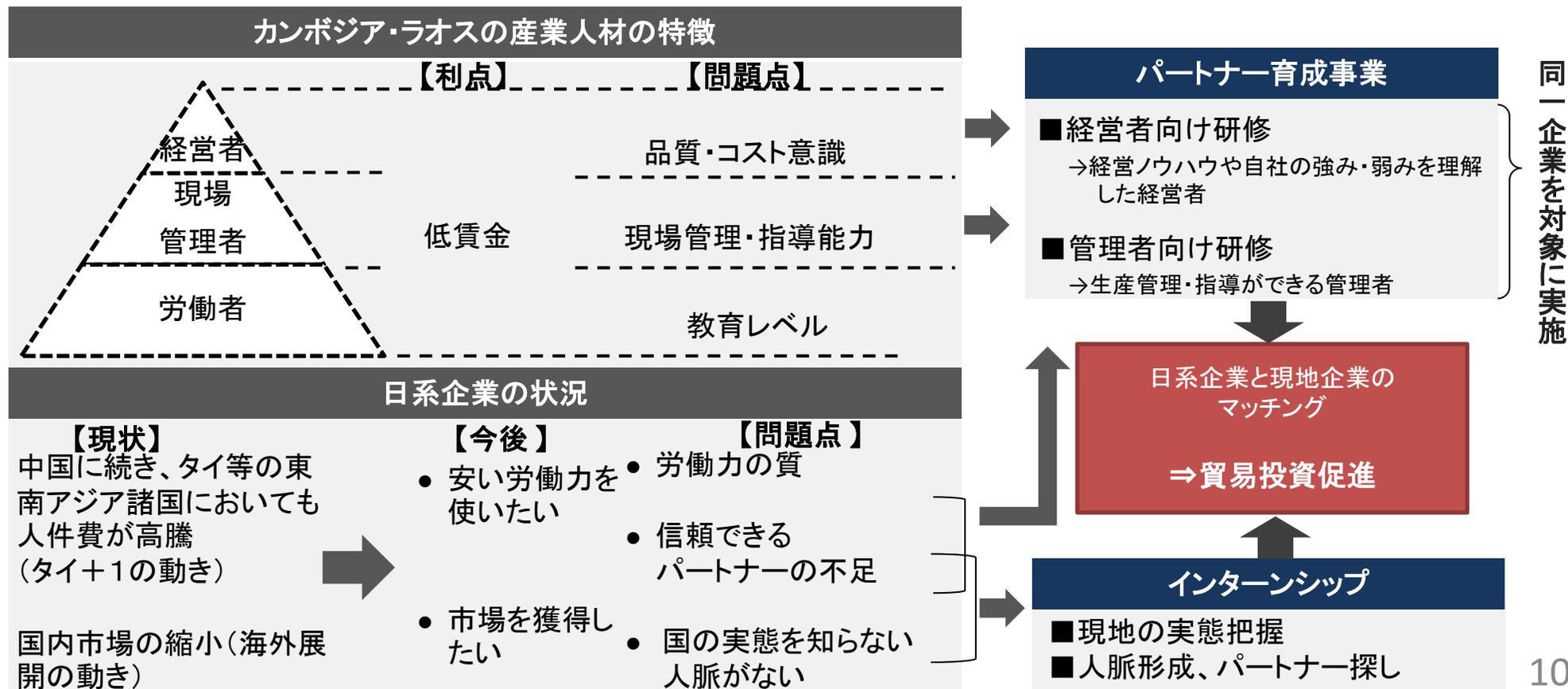
- ◆ 日系企業のカンボジア、ラオスへの進出において、①我が国企業のパートナーとなり得る現地企業の確保、②現地の実態や人脈に精通した日本人材の不足が課題。



平成26年4月、茂木経済産業大臣が、カンボジア、ラオスを訪問。カンボジアのフン・セン首相、ラオスのトン・シン首相らと会談し、新たな産業人材育成プログラムを立ち上げ。



- ◆ ①現地企業の経営者・管理者向けの研修、及び②我が国企業の若手人材のインターンシップを組み合わせて実施し、さらに、日系企業と現地企業との商談プログラム等によりマッチングを図ることで、貿易投資を促進する。



国際標準化の推進

- ・省エネルギー性能等、日本が強みを持つ製品・技術が適切に評価される性能評価方法等の国際標準化をアジア諸国等と連携して推進するとともに、アジア諸国での適用、試験・認証機関の能力向上・人材育成等に協力。
- ・ベトナム及びインドと標準化・認証協力文書に署名。
- ・トップスタンダード制度による、国際標準化提案のスピードアップ。
- ・インフラ輸出の際、国際標準・試験認証への対応が求められるケースが増加。したがって、世界に通用する認証基盤を国内に整備するべく、重要分野について実現可能性調査(FS)を実施し、大規模分散電源設備等の認証基盤の整備を開始。

<重要分野>

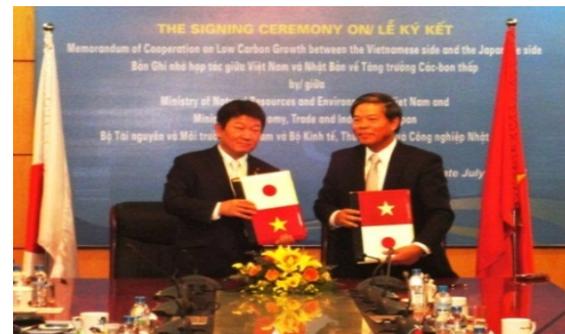
- ①大規模分散電源設備 (大型パワーコンディショナ、大型蓄電池システム)
- ②生活支援ロボット
- ③制御システム セキュリティ
- ④ファインバブル
- ⑤LED照明
- ⑥再生医療 等

【平成25年度補正予算】

- ・グローバル認証基盤整備事業(大型パワーコンディショナ) 90億円 (AIST施設整備:大型パワーコンディショナ系統連系試験用)
- ・グローバル認証基盤整備事業(大型蓄電池) 85億円 (NITE施設整備:大型蓄電池安全性試験用)

二国間クレジット制度

- ・二国間クレジット制度(JCM)は、二国間の協力覚書に基づき、優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラの普及や緩和活動の実施を加速することで、途上国の持続可能な開発と温室効果ガスの削減に貢献。
 - ・日本は、平成26年4月末までに、11カ国((モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ及びカンボジア)とJCMに係る二国間文書に署名済み。
- 今後も、二国間交渉を引き続き推進するとともに、JBIC・NEXI等と連携し、省エネ等の日本の優れた低炭素インフラの普及を図る。



【ベトナムとの署名】平成25年7月2日(ハノイ)
茂木経済産業大臣・クアン天然資源環境大臣

APECにおける取組

・平成25年10月のAPEC首脳会議・閣僚会議において、インフラプロジェクトの入札に際して、価格だけでなく、中長期的な費用対効果(ライフ・サイクル・コスト)、環境への影響や安全性等を踏まえる等の「インフラ整備三原則」の重要性を確認・共有。

■インフラ整備三原則(日本提案)《平成25年》

- ①入札価格のみならず、ライフサイクルコスト(性能、耐久性を含む) 環境への配慮、安全性などを重視したインフラ投資
- ②透明性・予見可能性の高い投資環境の整備
- ③中央・地方政府担当官の能力向上

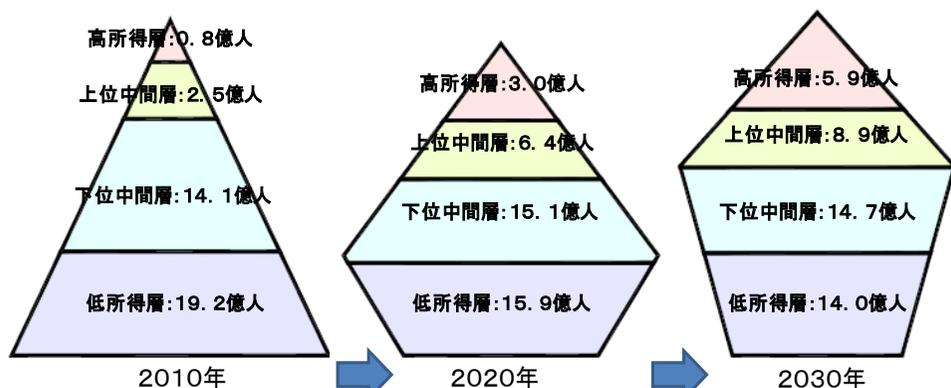


平成26年5月17日から開催されたAPEC貿易大臣会合において、茂木経済産業大臣より、インフラ開発・投資に係る人材育成のためのセミナーの開催、「インフラの質(ライフサイクルコスト、環境性能、安全性等)」を適正に評価するためのガイドブックの作成について提案・表明。

BOP・新中間層向けビジネス支援

- ◆ 中国、インド、ASEAN諸国、アフリカ諸国等の新興国において、人口増加と生活水準の向上を背景に「貧困を脱し、生活の豊かさを楽しむ階層（新中間層）」が大幅に拡大。
- ◆ これらのマーケット向けのビジネスは、新たに商品・サービスの提供を通じた生活水準の向上や雇用機会の創出に伴う貧困からの脱出等、社会的意義も大きいですが、企業だけではハードルが高く、官民連携が重要。

(1) 新中間層の拡大



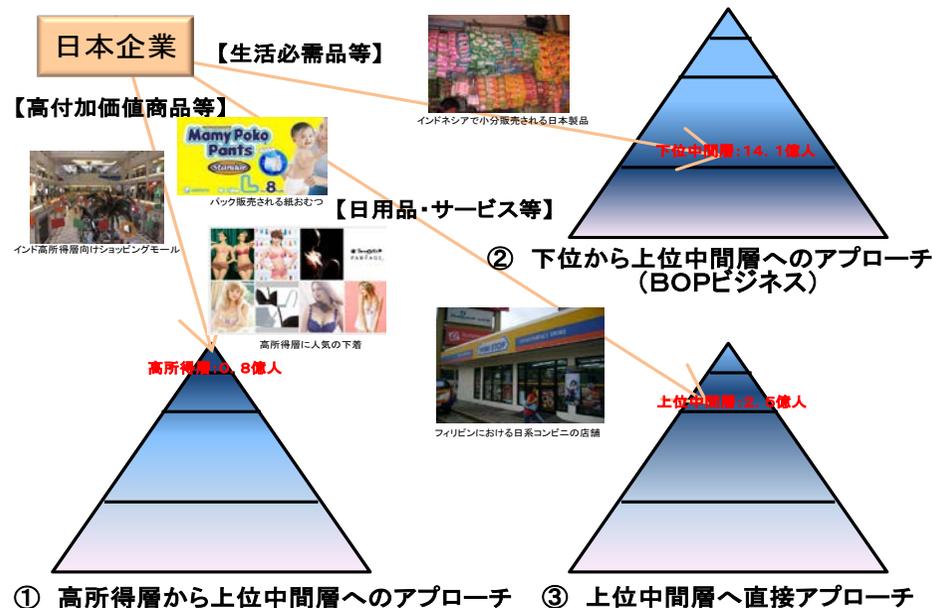
※中国、インド、インドネシア、エジプト、パキスタン、タイ、フィリピン、アルジェリア、南アフリカ、モロッコ、ナイジェリア、マレーシア、ベトナム、チュニジア、ケニアの15ヶ国にて推計。

下位中間層: 家計所得5,000ドル～15,000ドル
上位中間層: 家計所得15,000ドル～35,000ドル

経済成長に伴い、これまで低所得層であった人々が中間層へ移行し、人口構造が変化。

新たに誕生する中間層（新中間層）を獲得するためには、早い段階からのブランドイメージの構築が重要

(2) 新中間層獲得のためのアプローチと支援策



民間企業にとってハードルの高い②下位から上位中間層へのアプローチ (BOPビジネス) への支援が必要。

【ジェトロを通じた支援】

情報提供: 現地コーディネーターの配置、ミッション派遣、相談窓口設置
パートナー発掘: マッチングセミナーの開催、海外展示会への出展